

判決年月日	平成20年6月26日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成19年（行ケ）10391号		
○商標法4条1項8号，10号，15号，19号への該当性の有無と密接不可分な事情については，専ら，当該条項の該当性の有無によって判断すべきであるとして，同法4条1項7号の『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』に該当することを理由として商標を無効とした審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法4条1項7号，10号，15号，19号，46条1項

アメリカ合衆国及び日本の需要者の間に広く知られた「CONMAR」との文字からなるアメリカ合衆国商標を有するアメリカ合衆国法人（被告）が，日本において登録された類似の商標（本件商標。原告が商標権者）について，商標法4条1項7号，10号，15号，19号に該当することを理由に無効審判を請求した。審決は，本件商標が商標法4条1項7号に該当するから商標法46条1項の無効理由が存在するとして，本件商標の登録を無効とするとの判断をした。原告は，審決の取消を求めて本訴を提起した。本判決は，審決が認定した事実の下において，少なくとも商標法4条1項7号に該当するとした点には誤りがあり，審決は取り消すべきものと判断した。

本判決は，商標法4条1項7号の適用範囲等について，次のように判示した。

「商標法は，『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』について商標登録を受けることができず，また，無効理由に該当する旨定めている（法4条1項7号，46条1項1号）。法4条1項7号は，本来，商標を構成する『文字，図形，記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合』（標章）それ自体が公の秩序又は善良な風俗に反するような場合に，そのような商標について，登録商標による権利を付与しないことを目的として設けられた規定である（商標の構成に着目した公序良俗違反）。

ところで，法4条1項7号は，上記のような場合ばかりではなく，商標登録を受けるべきでない者からされた登録出願についても，商標保護を目的とする商標法の精神にとり，商品流通社会の秩序を害し，公の秩序又は善良な風俗に反することになるから，そのような者から出願された商標について，登録による権利を付与しないことを目的として適用される例がなくはない（主体に着目した公序良俗違反）。

確かに，例えば，外国等で周知著名となった商標等について，その商標の付された商品の主体とはおよそ関係のない第三者が，日本において，無断で商標登録をしたような場合，又は，誰でも自由に使用できる公有ともいえるべき状態になっており，特定の者に独占させることが好ましくない商標等について，特定の者が商標登録したような場合に，その出願経緯等の事情いかんによっては，社会通念に照らして著しく妥当性を欠き，国

家・社会の利益，すなわち公益を害すると評価し得る場合が全く存在しないとはいえない。

しかし，商標法は，出願人からされた商標登録出願について，当該商標について特定の権利利益を有する者との関係ごとに，類型を分けて，商標登録を受けることができない要件を，法４条各号で個別的具体的に定めているから，このことに照らすならば，当該出願が商標登録を受けるべきでない者からされたか否かについては，特段の事情がない限り，当該各号の該当性の有無によって判断されるべきであるといえる。すなわち，商標法は，商標登録を受けることができない商標について，同項８号で『他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号，芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）』と規定し，同項１０号で『他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標・・・』と規定し，同項１５号で『他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標・・・』と規定し，同項１９号で『他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって，不正の目的・・・をもって使用をするもの・・・』と規定している。商標法のこのような構造を前提とするならば，少なくとも，これらの条項（上記の法４条１項８号，１０号，１５号，１９号）の該当性の有無と密接不可分とされる事情については，専ら，当該条項の該当性の有無によって判断すべきであるといえる。

また，当該出願人が本来商標登録を受けるべき者であるか否かを判断するに際して，先願主義を採用している日本の商標法の制度趣旨や，国際調和や不正目的に基づく商標出願を排除する目的で設けられた法４条１項１９号の趣旨に照らすならば，それらの趣旨から離れて，法４条１項７号の『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ』を私的領域にまで拡大解釈することによって商標登録出願を排除することは，商標登録の適格性に関する予測可能性及び法的安定性を著しく損なうことになるので，特段の事情のある例外的な場合を除くほか，許されないというべきである。

そして，特段の事情があるか否かの判断に当たっても，出願人と，本来商標登録を受けるべきと主張する者（例えば，出願された商標と同一の商標を既に外国で使用している外国法人など）との関係を検討して，例えば，本来商標登録を受けるべきであると主張する者が，自らすみやかに出願することが可能であったにもかかわらず，出願を怠っていたような場合や，契約等によって他者からの登録出願について適切な措置を採ることができたにもかかわらず，適切な措置を怠っていたような場合（例えば，外国法人が，あらかじめ日本のライセンシーとの契約において，ライセンシーが自ら商標登録出願をしないことや，ライセンシーが商標登録出願して登録を得た場合にその登録された商標の商標権の譲渡を受けることを約するなどの措置を採ることができたにもかかわらず，そのような措置を怠っていたような場合）は，出願人と本来商標登録を受けるべきと主

張する者との間の商標権の帰属等をめぐる問題は、あくまでも、当事者同士の私的な問題として解決すべきであるから、そのような場合にまで、『公の秩序や善良な風俗を害する』特段の事情がある例外的な場合と解するのは妥当でない。」

そして、本判決が、本件の具体的な事実関係の下において本件商標が法４条１項７号に該当するとした審決の判断に誤りがあると判断した理由は、次のとおりである。

「原告と被告との間の紛争は、本来、当事者間における契約や交渉等によって解決、調整が図られるべき事項であって、一般国民に影響を与える公益とは、関係のない事項であること、本件のような私人間の紛争については、正に法４条１項１９号が規定する『他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的・・・をもって使用をするもの・・・』との要件への該当性の有無によって判断されるべきであること、被告が米国において有している商標権は、あくまでも私権であり、被告がそのような権利を有したからといって、原告が、日本において、同商標と類似又は同一の商標に係る出願行為をすることが、当然に『公の秩序又は善良な風俗を害する』という公益に反する事情に該当するものとは解されないこと、被告は、スコービル社から承継した『CONMAR』との文字からなる米国商標（第３２４６８９号）に係る商標権については、平成８年３月、更新せずに消滅させており、また、ファスナーについて『CONMAR』との文字からなる米国商標の登録を平成１３年１２月に受けた者から、同米国商標に係る商標権の譲渡を受けているなどの事情があり、その子細は必ずしも明らかでないこと、審決において、原告が本件商標の登録を受けたことは認定されているが、それを超えて原告が被告の日本国内への参入を阻止していることを基礎づける具体的な事実とは、何ら認定されていないこと、原告の本件商標の出願は、後記認定のとおり、法４条１項１９号に該当するのみならず、同項１０号、１５号にも該当する事由が存在するといえること等を総合すると、本件について、原告の出願に係る本件商標が『公の秩序又は善良な風俗を害する』とした審決の判断には、誤りがあるというべきである。」